

地方拠点強化税制について

資料11

- 地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、平成27年度に創設。地域再生法に基づき、地方において事務所等の特定業務施設を整備する企業（東京23区→地方／地方→地方／地方での拠点整備）に対し、オフィスの取得価額や雇用者増加数に応じた税額控除等を措置するもの。

特定業務施設

事務所※



研究所



研修所



※ 本税制の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの。

移転型

地方移転の促進



東京23区

東京23区からの
特定業務施設の
移転

※ 首都圏の一部は対象外

or

拡充型

地方⇒地方への移転



地方拠点の整備

地方における
特定業務施設の
拡充

※ 首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外

措置内容

オフィス減税：
建物等の取得価額に対して税額控除等

and/or

雇用促進税制：
増加した従業員に対して税額控除

税額控除 **7%** (移転型) / **4%** (拡充型)

or

特別償却 **25%** (移転型) / **15%** (拡充型)

税額控除 **最大90万円** (移転型) / **最大30万円** (拡充型)
(1人当たり) (3年間で**最大170万円**)

※ 税制措置以外に、固定資産税等の減免に対する減収補填措置やデジ田交付金の弾力化措置等が活用可能。

令和6年度税制改正について

- **令和6年度税制改正では、適用期限を2年間延長するとともに、女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用を創出するため、税制の対象となる事業部門の一部拡充や子育て施設等の対象追加等を実現。**

(1) 適用期限の延長

令和6年3月末まで



令和8年3月末まで（2年間延長）

(2) 東京圏に多く流入してきている女性・若者の動向を踏まえた拡充

対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもののみ。



対象となる事務所に、商業事業部門の一部、サービス事業部門の一部を対象に追加

（追加する業務）

インサイドセールス（電話やオンラインツールを活用した事業所内での営業）や企業の管理業務（調査企画、経理等）受託事業等を追加。

対象となる施設は、事務所、研究所、研修所に限定。



事務所・研究所・研修所を新設する際に併せて整備する育児支援施設を対象に追加。

(3) 拠点整備の期間を踏まえた適用要件の見直し

移転型について、事業開始年度に雇用増の過半数を東京23区からの転勤者とする*ことが必要。

※加えて、計画期間を通じ、雇用増の1/4を東京23区からの転勤者とする必要がある。



事業供用開始日から1年間を経過する日までに雇用増の過半数を東京23区からの転勤者とする*ことに変更。

※加えて、計画期間を通じ、雇用増の1/4を東京23区からの転勤者とする必要がある。

施設を新設する場合の雇用促進税制の対象となる期間は、整備計画の認定年度から3年度間。



施設を新設する場合の雇用促進税制の対象となる期間は、事業供用開始年度から3年度間に変更。